

姫路市新美化センター整備・運営事業に係る
発注支援業務委託

公募型プロポーザル募集要項

令和7年2月

姫 路 市

環 境 事 業 推 進 室

1 募集の概要

令和14年度の稼働を目標とする新美化センターについて、令和7年3月に「姫路市新美化センター整備基本計画（素案）」（以下「基本計画（素案）」という。）を取りまとめ、パブリックコメントを実施し、令和7年7月にはこの素案にパブリックコメントでの意見を反映した「姫路市新美化センター整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、整備する新美化センターの概要を取りまとめる予定である。また、PFI等導入可能性調査を実施し、姫路市PPP/PFI検討会議において、最適な事業方式をDBO方式とする方針を決定した。現在は生活環境影響調査を実施しており、令和8年1月頃に生活環境影響調査書を取りまとめ、縦覧等の手続を実施する予定である。さらに、令和7年度に（仮称）旧姫路市南部美化センター解体撤去工事（以下「解体撤去工事」という。）を発注し、令和9年10月までに完了する予定である。

これらを受け、本業務では、基本計画並びに生活環境影響調査及び解体撤去工事の現況を反映させながら、新美化センターを整備・運営する事業者を選定するために本市の支援を行うものとする。

本業務の受注者を決定するに当たり、本市の課題や業務内容に対する理解度及び業務遂行能力の高い者を選定するため、受注を希望する者からの提案等により最も優れた者を選定する公募型プロポーザル方式により実施する。

2 業務の概要

- (1) 業務名 姫路市新美化センター整備・運営事業に係る発注支援業務委託（以下「本業務」という。）
- (2) 業務場所 姫路市
- (3) 業務期間 契約締結日から令和9年3月26日まで
- (4) 業務内容 別紙「姫路市新美化センター整備・運営事業に係る発注支援業務委託仕様書」のとおり

3 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。）第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、「各種調査計測」の業種及び「土木コンサル関係」の詳細業種について競争入札に参加する資格を有していること。
- (4) 法人にあつては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。個人にあつては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者であること。
- (5) 次の全てに該当すること。

ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止措置（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(8) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員の関係にある場合

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

(9) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の「廃棄物部門」で国土交通大臣の登録を受けている者

(10) 平成27年4月1日以後に完了した、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体（公共法人等）が発注したPFI方式又はDBO方式による一般廃棄物処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設を含むものに限る。）の整備・運営事業に係る発注支援業務の履行実績を元請として有すること。

なお、発注支援業務とは、①予定価格の作成支援、②実施方針の作成支援、③事業者の募集に係る書類（要求水準書及び契約書を含むものに限る。）の作成支援の全てを含む一の業務をいう。（以下同じ。）

4 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市 農林水産環境局 環境事業推進室（以下「環境事業推進室」という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 (079) 221-2574

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和 7 年（2025 年） 2 月 2 0 日から 令和 7 年（2025 年） 4 月 4 日まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成 2 年姫路市条例第 1 5 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	環境事業推進室

5 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項 目	日 時
1	公告及び仕様書等の公表	令和 7 年 2 月 2 0 日（木）
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和 7 年 2 月 2 8 日（金）
3	参加資格確認結果の通知	令和 7 年 3 月 4 日（火）
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和 7 年 3 月 1 1 日（火）
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和 7 年 3 月 1 3 日（木）（予定）
6	提案資料提出書類の受付期限	令和 7 年 3 月 2 1 日（金）
7	契約候補者の特定	令和 7 年 3 月 2 7 日（木）（予定）
8	契約候補者の通知	令和 7 年 3 月 3 1 日（月）（予定）
9	契約締結及び審査結果の公表	令和 7 年 4 月 4 日（金）（予定）

6 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第 3 項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式 1－1）
- (イ) 業務実績調書（様式 1－2）
- (ウ) 関連企業申告書（様式 1－3）
- (エ) 公募型プロポーザル参加資格確認通知書の返信用封筒（返信先を記載し 1 1 0 円の切手を貼った長形 3 号封筒）

イ 提出部数

1 部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和 7 年（2025 年） 2 月 2 0 日から 令和 7 年（2025 年） 2 月 2 8 日まで 本市の休日を除く。
閲覧の場所	環境事業推進室 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 （ https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000030087.html ））

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録が確認できるものによること。

オ 提出場所

環境事業推進室

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和7年2月20日から同月28日までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（提出期間最終日は、午後4時まで）とし、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認

ア 参加資格の確認結果は、令和7年3月4日までに参加資格確認通知書を郵送により発送することで通知する。

なお、参加資格の確認日は、参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和7年3月11日正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により環境事業推進室に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

エ アの規定にかかわらず、第3項第4号についての確認は、契約候補者についてのみ行うこととし、契約候補者となった者は、第10項第3号オ(イ)及び(ウ)に定める書類を提出し、参加資格の確認を受けるものとする。確認の結果、第3項第4号について参加資格を満たしていないと認められた場合は、参加申込時より参加資格を有していなかったものとして、当該契約候補者とは契約を締結しない。

7 説明会

説明会は、行わない

8 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第6項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式2）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式は、Microsoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

kankyo-jigyo@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和 7 年 3 月 1 1 日午後 4 時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和 7 年 3 月 1 3 日午前 1 0 時から

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する仕様書等の追加又は修正事項とする。

イ 質問が次項第 1 号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は、公表しない。

9 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「姫路市新美化センター整備・運営事業に係る発注支援業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式 3－4 から様式 3－8 まで（様式 3－5 添付書類を除く。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによる。

(4) 提出場所

環境事業推進室

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和 7 年 3 月 1 4 日から同月 2 1 日までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで（提出期間最終日は、午後 4 時まで）とし、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後 4 時必着とする。

(6) その他

ア 様式 3－4 から様式 3－8 まで（様式 3－5 添付書類を除く。）には、提案書類を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等がある場合は、失格となる可能性がある。

イ 提案資料の提出は、参加者 1 者につき 1 件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、仕様書の内容を確認し、仕様に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

- オ 提出された提案資料は、一切返却しない。
- カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。
- キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

10 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

- ア 審査は、前項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。
- イ 提案に関する評価は、「姫路市新美化センター整備・運営事業発注支援業務委託プロポーザル審査委員会」において実施する。
- ウ 審査の過程において、提案資料に係る質問及びヒアリングは実施しないものとする。
- エ 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。
- オ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

評価項目		評価基準	配点
業務 経 歴	①企業の業務実績	元請として、平成27年4月1日以後に完了した、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体（公共法人等）が発注したPFI方式又はDBO方式による一般廃棄物処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設を含むものに限る。）の整備・運営事業に係る発注支援業務の履行実績を有しているか。 1件・・・D評価 2件・・・C評価 3件・・・B評価 4件以上・・・A評価	12点
	②管理技術者の業務実績	管理技術者として、平成27年4月1日以後に完了した、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体（公共法人等）が発注したPFI方式又はDBO方式による一般廃棄物処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設を含むものに限る。）の整備・運営事業に係る発注支援業務の履行実績（※）を有しているか。	12点

		0件・・・D評価 1件・・・C評価 2件・・・B評価 3件以上・・・A評価 ※管理技術者の履行実績は、TECRIS（測量調査設計業務実績情報サービス）で確認できるもの又は発注者からの履行証明により確認できるものに限る。	
提 案 内 容	③事業の理解度	・姫路市HPで公開している「姫路市新美化センター整備基本計画検討委員会」で審議している基本計画（案）等を踏まえ、業務内容を正しく理解しているか。 ・本業務の課題及び課題解決等についての認識が妥当か。 おおむね業務内容が理解されている ・・・D評価 業務内容を理解し、課題が認識されている ・・・C評価 適切に業務内容を理解し、課題が認識され、その解決に向けた対応が示されている ・・・B評価 適切に業務内容を理解し、課題が認識され、その解決に向けた対応が示され、現実的で、かつ、効果が十分に期待される・・・A評価	12点
	④業務実施体制	・仕様書の内容を踏まえた上で、技術者の人員配置は効果的であるか。 ・配置予定の各技術者は、本業務を履行するに当たり十分な実績及び資格を有しているか。	16点
	⑤業務計画	・仕様書及び本業務の課題を踏まえた上で、効果的な業務計画となっているか。 ・仕様書で定める令和8年4月までの公告、令和9年3月までの整備工事の契約締結に向け、現実的で実現可能な業務計画となっているか。	20点
	⑥評価テーマ1 整備・運営事業の発	・整備・運営事業の事業者募集に当たり入札参加者及び本市の負担軽減のために配慮する事項	8点

注に当たり配慮する事項	は適切か。 ・総合評価等における事業者からの評価項目、評価基準等に関する考え方は適切か。	
⑦評価テーマ2 自営線による下水道管理センターへの電力供給を行うために必要となる事項に関する提案	・考えられるリスクや課題、またその解決方法、必要な手続や、本市、下水道管理センター及び整備・運営事業者との責任分界等の考え方について、合理的で、かつ、適切か。	4点
⑧評価テーマ3 温暖化対策に向けた取組として、本事業敷地内の余剰地等の有効利用方法に関する提案	・提案された本事業敷地内の余剰地等の有効利用方法は、事業の価値を高め、本市の目指すゼロカーボンシティに寄与するものであるか。 ※本評価テーマについては、コンサルとしての企画力・提案力を評価する事項であり、必ずしも実現を求めるものではないが、要求水準書等を作成するに当たり検討を求める。	4点

※ 提案内容について、特に記載のないものについては下表のとおり4段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	仕様書等を満たしている程度	各項目の配点×0.25

イ 事業費（受託希望金額）に関する評価

各提案者から提案された事業費（受託希望金額）のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、事業費（受託希望金額）に関する評価点の満点である12点を付与し、その他の提案者の評価点は、12点に第1位の受託希望金額と当該提案者が示す受託希望金額との比率を乗じて得た数とする。ただし、提案資料提出から契約締結日までの間に失格又はこのプロポーザルから辞退した提案者が現れた場合、当該提案者の受託希望金額については評価点の算出対象から除外した上で、評価点を算出する。

12点 ×（全提案中最低の事業費（受託希望金額）／事業費（受託希望金額））

※ただし、事業費（受託希望金額）が提案上限金額を上回る場合は、その参加者の提案は失格とする。

ウ 総合評価点

各委員の評価点の平均点（８８点満点）と事業費に関する評価点（１２点満点）の合計（１００点満点）により算出する。

なお、総合評価点算出後に、上記イただし書に該当する事例が発生した場合には、事業費（受託希望金額）に関する評価点を再算出した上で、総合評価点を再度算出する。

(3) その他

ア 提案者が１者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も仕様書で示した水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

エ 契約候補者の特定を令和７年３月２７日に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は、令和７年３月３１日午後４時までに、次の書類を環境事業推進室に提出すること。

(ア) 本業務の見積書及び内訳書（総額及び事業年度ごと）

(イ) 市税に未納がないことの納税証明書（一般競争入札参加用、姫路市税の納税義務がある場合に限る）〔公告日以後に発行されたもの（写し可）〕

(ウ) 所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書（税務署様式その３の２）又は法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書（税務署様式その３の３）〔公告日以後に発行されたもの（写し可）〕

カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和７年４月４日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては、一切受け付けない。

１１ 契約の方法

(1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。

(2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が２者以上あるときは、前項第１号オと同様の方法により契約候補者を特定する。

(3) 提案資料は、契約書の一部とする。ただし、本市との協議により契約書の一部としないこととした場合はその限りではない。

(4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和６２年姫路市規則第２９号）第２９条の規定を適用する。

１２ 参加の辞退に関する事項

(1) 参加表明者は、第１０項第１号オの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。

- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により環境事業推進室に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。

なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

1 3 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第3項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において、姫路市新美化センター整備・運営事業に係る発注支援業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について（令和7年姫路市公告第64号。以下「公告」という。）第1項第4号に定める提案上限金額の総額を超える金額を受託希望金額の総額として提案をした者、公告に定める各年度の提案上限金額を超える金額を各年度の受託希望金額として提案をした者、各年度の受託希望金額の合計が受託希望金額の総額と一致しない提案をした者又は0円以下の金額を受託希望金額として提案をした者
- (5) 仕様書等に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

1 4 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得た上で、無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1 5 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1 6 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、本市は契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第3項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者について、契約締結後に、第3項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、当該契約を解除することができる。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。

- (4) 契約候補者は、契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (5) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (6) このプロポーザル手続は令和7年度予算の成立を条件に実施するものであり、本業務に係る予算の議決が得られない場合は、手続を中止し、契約候補者の特定を行わない。
- (7) 審査結果について、契約締結後に、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。
なお、提案者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。